

重要事項説明書

「介護予防・日常生活支援総合事業における 指定第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）」

当事業所は介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の指定を受けていま
す。

（宮崎県指定 4572000018）

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業における指定
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）のサービスを提供します。事業所の概
要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説
明します。

※当サービスの利用は、川南町介護予防・日常生活支援総合事業にお
ける指定第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）を受けられる方が対
象となります。

◆◇ 目 次 ◇◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 川南町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1
- (3) 電話番号 0983-21-3802
- (4) 代表者氏名 会長 繁 富 勉
- (5) 設立年月 昭和48年9月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防訪問介護事業所
平成18年4月1日指定
宮崎県指定 4572000018
- (2) 事業の目的及び運営方針

- 1 要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」その状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービスを推進し、日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援をします。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った支援をします。
- 3 地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、介護予防支援事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

- (3) 事業所の名称 川南町社協ヘルプ サービス(平成11年8月26日指定 宮崎県4572000018)
- (4) 事業所の所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680-1
- (5) 電話番号 0983-21-3803
- (6) 管理者氏名 梶本 英之
- (7) 開設年月
- (8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 【居宅介護支援事業】 平成11年 8月26日 4572000018
- 【障害者総合支援事業】 平成18年11月1日 4512040025

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 川南町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(祝・祭日及び12月29日～1月3日を除く)
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時15分

※上記以外でも対応可

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して川南町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問介護事業）（以下「訪問介護相当サービス」という。）のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1	0	従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	1	0	訪問介護計画作成、調整
3. 訪問介護員	3	2	介護・家事援助、相談助言
(1) 介護福祉士	2	1	〃
(2) 訪問介護職員研修課程終了者	1	1	〃

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護予防・日常生活支援総合事業から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護予防・日常生活支援総合事業から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等その他日常生活上の支援を行います。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護事業計画に定められます。

① 身体介護

○入浴支援

…入浴の支援又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ支援

…排泄の支援、おむつ交換を行います。

○食事支援

…食事の支援を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院支援

…通院の支援を行います。

② 家事支援

○調理

…ご契約者の食事の支援を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯の支援を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除の支援を行います。（ご契約者の居室以外の居

室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物の支援を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

〈サービス利用料金〉(契約書第8条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)の料金は次の通りです。

- 一 訪問型サービス費(Ⅰ)で週1回の利用の場合
11,760円/月
- 二 訪問型サービス費(Ⅱ)で週2回の利用の場合
23,490円/月
- 三 訪問型サービス費(Ⅲ)で週3回の利用の場合
37,270円/月

☆上記のほかに

- ①初回加算：新規に訪問介護計画を策定した場合には2,000円加算(自己負担200円)
- ②中山間地域加算：通常の実施区域を越えて、中山間地域に居住している利用者に対して指定介護予防訪問介護等を行った場合にあっては、所定金額の5%に相当する金額が所定金額に加算されます。
- ③介護職員処遇改善加算：質の高いサービスの提供を行うと共に、介護職員の処遇改善を図るために自己負担額に**14.5%**が加算されます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により月単位として計算されます。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護予防・日常生活支援総合事業から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が介護予防・日常生活支援総合事業の給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護予防・日常生活支援総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1km当り30円の交通費をいただきます

但し、中山間地域加算に該当する地域に居住している利用者は除かれます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振込み

高鍋信用金庫 川南支店 普通預金 1123212

口座名義 川南町社会福祉協議会 会長 繁富 勉

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：宮崎銀行、高鍋信用金庫、尾鈴農協
宮崎太陽銀行、労働金庫、郵便局

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護相当サービスの利用を中止又は変更の場合にはサービスの実施日の前日までに介護予防支援事業者に出でて下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合でも料金は月単位の定額となります。
- 訪問介護相当サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業を事業者には依頼することはできません。

② 訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護相当サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護相当サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、契約者は、訪問介護相当サービスの事業者にはサービスの内容の変更の申し出を行っていただきます。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護相当サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| ①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] [管理者] 梶本 英之

○電話 0983-21-3803

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：30～17：15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川南町役場福祉課 介護予防係	所在地 電話番号 受付時間	川南町大字川南13680-1 0983-27-8008 8:30~17:15
川南町地域包括 支援センター	所在地 電話番号 受付時間	川南町大字川南13680-1 0983-21-3288 8:30~17:15
宮崎県社会福祉協議会 宮崎県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	宮崎市原町2-22 0985-60-0822 9:00~17:00

令和 年 月 日

訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

川南町社協ヘルプサービス

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 宮本 良 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

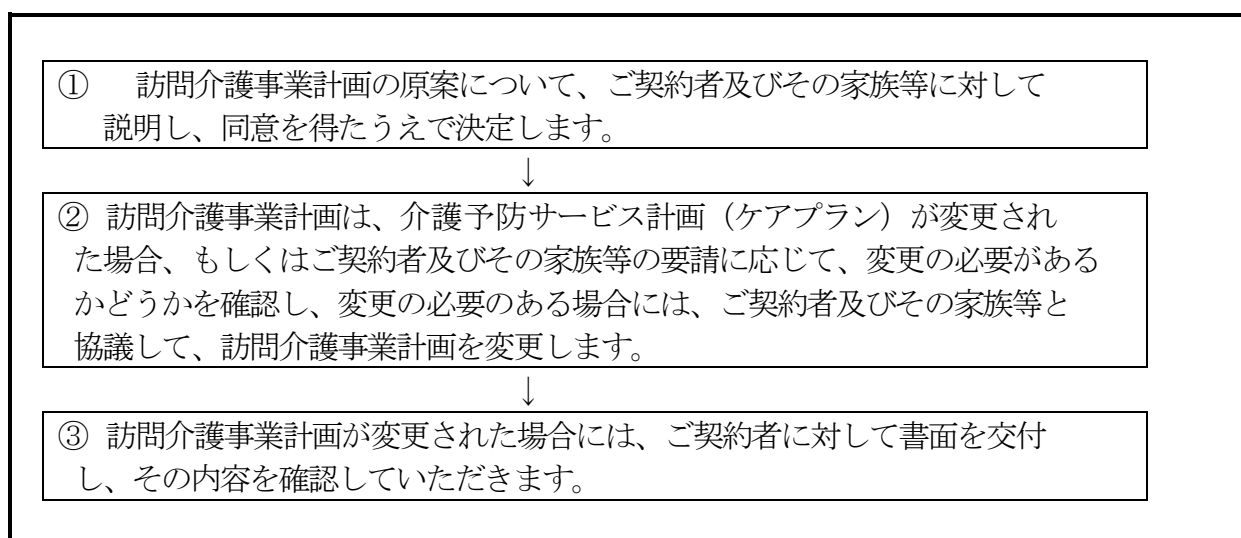
※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護事業計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

（契約書第3条参照）



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確保するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合に

は、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

6. 衛生管理等

- (1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に徹底周知を図っています。
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施しています。

7. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

8. 虐待防止及び身体拘束の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び不適正な身体拘束等の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者

管理者 梶本 英之

- (2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止及び身体拘束の適正化についての定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを町に通報します。

9. サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡、転出した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
 - ④ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
 - ⑤ 業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護事業サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

重要事項説明書

「指定訪問介護（ホームヘルプ）」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 4572000018)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇ 目 次 ◇◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 川南町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番1
- (3) 電話番号 0983-21-3802
- (4) 代表者氏名 会長 繁富 勉
- (5) 設立年月 昭和48年9月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成11年10月27日指定
宮崎県指定 4572000018
- (2) 事業の目的及び運営方針

- ① 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたるサービスを提供します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

③地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

- (3) 事業所の名称 川南町社協ヘルプサービス(平成11年8月26日指定 宮崎県4572000018)
- (4) 事業所の所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680-1
- (5) 電話番号 0983-21-3803
- (6) 管理者氏名 梶本 英之
- (7) 開設年月
- (8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 【居宅介護支援事業】 平成11年 8月26日 4572000018
- 【障害者総合支援事業】平成18年11月 1日 4512040025

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域 川南町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(祝・祭日及び12月29日～1月3日を除く)
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時15分

※上記以外でも対応可

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1	0	従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	1	0	訪問介護計画作成、調整
3. 訪問介護員	3	2	介護・家事援助、相談助言
(1) 介護福祉士	2	1	〃
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級)課程終了者			〃
(3) 訪問介護養成研修 (初任者研修)課程修了者	1	1	〃

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○家事援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 家事援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

〈サービス利用料金〉（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満
	サービス内容	身0	身1	身2
	1. 利用料金	1,630	2,440	3,870
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,467	2,196	3,483
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	163	244	387
身体生活	サービスに要する時間	概ね1時間		
	サービス内容	身1生1		
	4. 利用料金	3,090		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	2,781		
	6. サービス利用に係る 自己負担額(4-5)	309		

☆上記のほかに

- ①初回加算：新規に訪問介護計画を策定した場合には2,000円加算（自己負担200円）
- ②緊急時訪問介護加算：利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に1,000円（自己負担100円）が加算されます。
- ③中山間地域加算：通常の実施区域を越えて、中山間地域に居住している利用者に対して指定訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定金額の5%に相当する金額が所定金額に加算されます。
- ④介護職員処遇改善加算：質の高いサービスの提供を行うと共に、介護職員の処遇改善を図るために自己負担額に**14.5%**が加算されます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時）：25%

- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、介護保険法で定められたサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外のサービス

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1km当り30円の交通費をいただきます。

但し、中山間地域加算の対象となる地域に居住している利用者は除きます。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振込み

高鍋信用金庫 川南支店 普通預金 1123212

口座名義 川南町社会福祉協議会 会長 繁富 勉

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：宮崎銀行、高鍋信用金庫、尾鈴農協
宮崎太陽銀行、労働金庫、郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに居宅介護支援事業者に出して下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10%
	(自己負担相当額)

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、契約者は、居宅介護支援事業者にサービスの内容の変更の申し出を行っていただきます。事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|------------------------------------|
| ①医療行為 |
| ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 |
| ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 |
| ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者)
[職名] [管理者] 梶本 英之
- 電話番号 0983-21-3803
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
8：30～17：15

（２）行政機関その他苦情受付機関

川南町役場福祉課 介護予防係	所在地	川南町大字川南13680-1
	電話番号	0983-27-8008
	受付時間	8:30～17:15
	所在地	川南町大字川南13680-1

川南町地域包括 支援センター	電話番号 受付時間	0983-21-3288 8:30~17:15
宮崎県社会福祉協議会 宮崎県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	宮崎市原町2-22 0985-60-0822 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

川南町社協ヘルプサービス

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 宮本 良 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

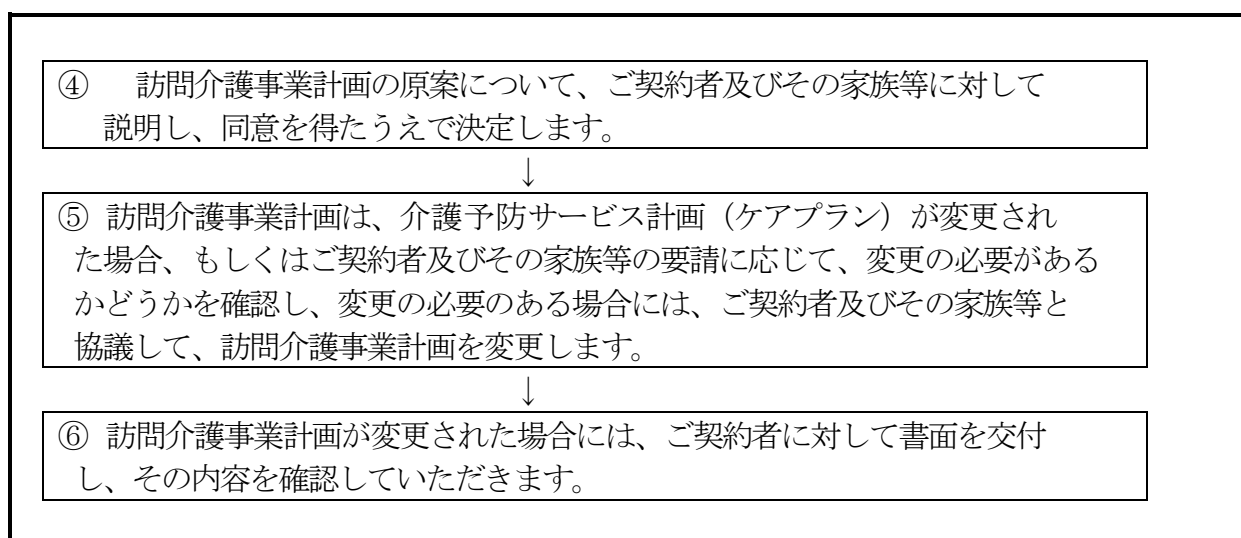
※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護事業計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

（契約書第3条参照）



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確保するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合に

は、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

6. 衛生管理等

- (1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ⑥ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に徹底周知を図っています。
 - ⑦ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ⑧ 業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施しています。

7. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (3) 従業者に対し業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

8. 虐待防止及び身体拘束の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び不適正な身体拘束等の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (6) 虐待防止・身体拘束の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者

管理者 梶本 英之

- (7) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (8) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (9) 従業者に対して、虐待防止及び身体拘束の適正化についての定期的な研修を実施しています。
- (10) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを町に通報します。

9. サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡、転出した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
 - ⑨ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
 - ⑩ 業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護事業サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。